

新			旧			備考欄																																																																																																																		
別表第2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第2項第1号関係）																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目分類</th><th>品目名</th><th>判断の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機器</td><td>照明制御システム</td><td>○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</td></tr> <tr> <td>変圧器</td><td>変圧器</td><td>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</td></tr> </tbody> </table>			品目分類	品目名	判断の基準	照明機器	照明制御システム	○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目分類</th><th>品目名</th><th>判断の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機器</td><td>照明制御システム</td><td>○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</td></tr> <tr> <td>変圧器</td><td>変圧器</td><td>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</td></tr> </tbody> </table>			品目分類	品目名	判断の基準	照明機器	照明制御システム	○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。																																																																																																	
品目分類	品目名	判断の基準																																																																																																																						
照明機器	照明制御システム	○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。																																																																																																																						
変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。																																																																																																																						
品目分類	品目名	判断の基準																																																																																																																						
照明機器	照明制御システム	○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。																																																																																																																						
変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。																																																																																																																						
<p>備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、これに含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①絶縁材料としてガスを使用するもの</li> <li>②H 種絶縁材料を使用するもの</li> <li>③スコット結線変圧器</li> <li>④3 以上の巻線を有するもの</li> <li>⑤柱上変圧器</li> <li>⑥単相変圧器であって定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの</li> <li>⑦三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの</li> <li>⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの</li> <li>⑨定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの</li> <li>⑩風冷式又は水冷式のもの</li> </ul>			<p>備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り次のいずれかに該当するものについては、これに含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①絶縁材料としてガスを使用するもの</li> <li>②H 種絶縁材料を使用するもの</li> <li>③スコット結線変圧器</li> <li>④3 以上の巻線を有するもの</li> <li>⑤柱上変圧器</li> <li>⑥単相変圧器であって定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの</li> <li>⑦三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの</li> <li>⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの</li> <li>⑨定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの</li> <li>⑩風冷式又は水冷式のもの</li> </ul>			<p><b>別表第2の品目名</b>  <b>「変圧器」の備考欄</b>  <b>及び表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式の修正</b>          (省エネ法トップランナー基準の改定に伴う見直し)</p>																																																																																																																		
<p>表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準エネルギー消費効率の算定式</th> </tr> <tr> <th>変圧器の種別</th><th>相数</th><th>定格周波数</th><th>定格容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">油入変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>50Hz</td><td rowspan="2"><u>標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する標準仕様状態のと。)</u></td><td><math>E = 9.34S^{0.737}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td><math>E = 8.60S^{0.744}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="4">モールド変圧器</td><td rowspan="4">三相</td><td>50Hz</td><td>500kVA 以下</td><td><math>E = 14.5S^{0.694}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超</td><td><math>E = 10.6S^{0.797}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td>500kVA 以下</td><td><math>E = 14.4S^{0.681}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超</td><td><math>E = 8.00S^{0.825}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="6">油入変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>50Hz</td><td rowspan="6"><u>準標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する以外の仕様状態のと。)</u></td><td><math>E = 14.1S^{0.685}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td><math>E = 13.3S^{0.692}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="4">モールド変圧器</td><td rowspan="4">三相</td><td>50Hz</td><td>500kVA 以下</td><td><math>E = 16.9S^{0.699}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超</td><td><math>E = 31.2S^{0.659}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td>500kVA 以下</td><td><math>E = 16.2S^{0.702}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超</td><td><math>E = 17.4S^{0.742}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="6">モールド変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>50Hz</td><td rowspan="6"><u>準標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する以外の仕様状態のと。)</u></td><td><math>E = (9.34S^{0.737}) \times 1.10</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td><math>E = (8.60S^{0.744}) \times 1.10</math></td></tr> <tr> <td rowspan="4">モールド変圧器</td><td rowspan="4">三相</td><td>50Hz</td><td>500kVA 以下</td><td><math>E = (14.5S^{0.694}) \times 1.10</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超</td><td><math>E = (10.6S^{0.797}) \times 1.10</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td>500kVA 以下</td><td><math>E = (14.4S^{0.681}) \times 1.10</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超</td><td><math>E = (8.00S^{0.825}) \times 1.10</math></td></tr> <tr> <td rowspan="2">モールド変圧器</td><td>単相</td><td>50Hz</td><td rowspan="2"></td><td><math>E = (14.1S^{0.685}) \times 1.05</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td><math>E = (13.3S^{0.692}) \times 1.05</math></td></tr> </tbody> </table>	区分		基準エネルギー消費効率の算定式		変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	油入変圧器	単相	50Hz	<u>標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する標準仕様状態のと。)</u>	$E = 9.34S^{0.737}$	60Hz	$E = 8.60S^{0.744}$	モールド変圧器	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 14.5S^{0.694}$		500kVA 超	$E = 10.6S^{0.797}$	60Hz	500kVA 以下	$E = 14.4S^{0.681}$		500kVA 超	$E = 8.00S^{0.825}$	油入変圧器	単相	50Hz	<u>準標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する以外の仕様状態のと。)</u>	$E = 14.1S^{0.685}$	60Hz	$E = 13.3S^{0.692}$	モールド変圧器	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 16.9S^{0.699}$		500kVA 超	$E = 31.2S^{0.659}$	60Hz	500kVA 以下	$E = 16.2S^{0.702}$		500kVA 超	$E = 17.4S^{0.742}$	モールド変圧器	単相	50Hz	<u>準標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する以外の仕様状態のと。)</u>	$E = (9.34S^{0.737}) \times 1.10$	60Hz	$E = (8.60S^{0.744}) \times 1.10$	モールド変圧器	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = (14.5S^{0.694}) \times 1.10$		500kVA 超	$E = (10.6S^{0.797}) \times 1.10$	60Hz	500kVA 以下	$E = (14.4S^{0.681}) \times 1.10$		500kVA 超	$E = (8.00S^{0.825}) \times 1.10$	モールド変圧器	単相	50Hz		$E = (14.1S^{0.685}) \times 1.05$	60Hz	$E = (13.3S^{0.692}) \times 1.05$	<p>表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">基準エネルギー消費効率の算定式</th> </tr> <tr> <th>変圧器の種別</th><th>相数</th><th>定格周波数</th><th>定格容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">油入変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>50Hz</td><td><math>E = 11.2S^{0.732}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td><math>E = 11.1S^{0.725}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="4">モールド変圧器</td><td rowspan="4">三相</td><td>50Hz</td><td>500kVA 以下 <math>E = 16.6S^{0.696}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超 <math>E = 11.1S^{0.809}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td>500kVA 以下 <math>E = 17.3S^{0.678}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超 <math>E = 11.7S^{0.790}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="4">モールド変圧器</td><td rowspan="4">単相</td><td>50Hz</td><td><math>E = 16.9S^{0.674}</math></td></tr> <tr><td>60Hz</td><td><math>E = 15.2S^{0.691}</math></td></tr> <tr><td>50Hz</td><td>500kVA 以下 <math>E = 23.9S^{0.659}</math></td></tr> <tr><td></td><td>500kVA 超 <math>E = 22.7S^{0.718}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="2">モールド変圧器</td><td>三相</td><td>60Hz</td><td>500kVA 以下 <math>E = 22.3S^{0.674}</math></td></tr> </tbody> </table>			基準エネルギー消費効率の算定式				変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	油入変圧器	単相	50Hz	$E = 11.2S^{0.732}$	60Hz	$E = 11.1S^{0.725}$	モールド変圧器	三相	50Hz	500kVA 以下 $E = 16.6S^{0.696}$		500kVA 超 $E = 11.1S^{0.809}$	60Hz	500kVA 以下 $E = 17.3S^{0.678}$		500kVA 超 $E = 11.7S^{0.790}$	モールド変圧器	単相	50Hz	$E = 16.9S^{0.674}$	60Hz	$E = 15.2S^{0.691}$	50Hz	500kVA 以下 $E = 23.9S^{0.659}$		500kVA 超 $E = 22.7S^{0.718}$	モールド変圧器	三相	60Hz	500kVA 以下 $E = 22.3S^{0.674}$	
区分		基準エネルギー消費効率の算定式																																																																																																																						
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量																																																																																																																					
油入変圧器	単相	50Hz	<u>標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する標準仕様状態のと。)</u>	$E = 9.34S^{0.737}$																																																																																																																				
		60Hz		$E = 8.60S^{0.744}$																																																																																																																				
モールド変圧器	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 14.5S^{0.694}$																																																																																																																				
			500kVA 超	$E = 10.6S^{0.797}$																																																																																																																				
		60Hz	500kVA 以下	$E = 14.4S^{0.681}$																																																																																																																				
			500kVA 超	$E = 8.00S^{0.825}$																																																																																																																				
油入変圧器	単相	50Hz	<u>準標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する以外の仕様状態のと。)</u>	$E = 14.1S^{0.685}$																																																																																																																				
		60Hz		$E = 13.3S^{0.692}$																																																																																																																				
	モールド変圧器	三相		50Hz	500kVA 以下	$E = 16.9S^{0.699}$																																																																																																																		
					500kVA 超	$E = 31.2S^{0.659}$																																																																																																																		
				60Hz	500kVA 以下	$E = 16.2S^{0.702}$																																																																																																																		
					500kVA 超	$E = 17.4S^{0.742}$																																																																																																																		
モールド変圧器	単相	50Hz	<u>準標準仕様 (JIS C4304 及び JIS C4306 に規定する以外の仕様状態のと。)</u>	$E = (9.34S^{0.737}) \times 1.10$																																																																																																																				
		60Hz		$E = (8.60S^{0.744}) \times 1.10$																																																																																																																				
	モールド変圧器	三相		50Hz	500kVA 以下	$E = (14.5S^{0.694}) \times 1.10$																																																																																																																		
					500kVA 超	$E = (10.6S^{0.797}) \times 1.10$																																																																																																																		
				60Hz	500kVA 以下	$E = (14.4S^{0.681}) \times 1.10$																																																																																																																		
					500kVA 超	$E = (8.00S^{0.825}) \times 1.10$																																																																																																																		
モールド変圧器	単相	50Hz		$E = (14.1S^{0.685}) \times 1.05$																																																																																																																				
	60Hz	$E = (13.3S^{0.692}) \times 1.05$																																																																																																																						
基準エネルギー消費効率の算定式																																																																																																																								
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量																																																																																																																					
油入変圧器	単相	50Hz	$E = 11.2S^{0.732}$																																																																																																																					
		60Hz	$E = 11.1S^{0.725}$																																																																																																																					
モールド変圧器	三相	50Hz	500kVA 以下 $E = 16.6S^{0.696}$																																																																																																																					
			500kVA 超 $E = 11.1S^{0.809}$																																																																																																																					
		60Hz	500kVA 以下 $E = 17.3S^{0.678}$																																																																																																																					
			500kVA 超 $E = 11.7S^{0.790}$																																																																																																																					
モールド変圧器	単相	50Hz	$E = 16.9S^{0.674}$																																																																																																																					
		60Hz	$E = 15.2S^{0.691}$																																																																																																																					
		50Hz	500kVA 以下 $E = 23.9S^{0.659}$																																																																																																																					
			500kVA 超 $E = 22.7S^{0.718}$																																																																																																																					
モールド変圧器	三相	60Hz	500kVA 以下 $E = 22.3S^{0.674}$																																																																																																																					

新							旧	備考欄
	三相	50Hz	500kVA 以下		E = $(16.9S^{0.699}) \times 1.05$			
			500kVA 超		E = $(31.2S^{0.659}) \times 1.05$			
		60Hz	500kVA 以下		E = $(16.2S^{0.702}) \times 1.05$			
			500kVA 超		E = $(17.4S^{0.742}) \times 1.05$			
備考)	1	「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。						
	2	「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。						
	3	E 及び S は、次の数値を表すものとする。						
		E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)						
		S : 定格容量 (単位 : kVA)						
	4	(削除)						
	4	エネルギー消費効率については、JIS C 4304 「7.5 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306 「7.5 エネルギー消費効率」による。						
備考)	1	「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。						
	2	「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。						
	3	E 及び S は、次の数値を表すものとする。						
		E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)						
		S : 定格容量 (単位 : kVA)						
	4	表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。						
	5	エネルギー消費効率については、JIS C 4304 「7.4 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306 「7.4 エネルギー消費効率」による。						

新										旧										備考欄																												
別表第8 品目名：再生アスファルト混合物											別表第8 品目名：再生アスファルト混合物											表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																										
①評価対象資材 表1-1から表1-3までに掲げる製品の規格であって表1-4に掲げる再生資源を含有した道路等で使用する再生加熱アスファルト混合物を対象とする。											①評価対象資材 表1-1から表1-3までに掲げる製品の規格であって表1-4に掲げる再生資源を含有した道路等で使用する再生加熱アスファルト混合物を対象とする。											表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																										
表1-1 マーシャル安定度試験基準値											表1-1 マーシャル安定度試験基準値											表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																										
混合物の種類											混合物の種類											表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																										
突き固め回数		空隙率%		飽和度%		安定度 kN		フローアーチ (1/100cm)			突き固め回数		空隙率%		飽和度%		安定度 kN		フローアーチ (1/100cm)			表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																										
1,000≤T		T<1,000		3~7		65~85		4.90以上		3~7		65~85		4.90以上		3~7		65~85		20~40			表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)		75		50		3~6		70~85		4.90 (7.35) 以上		4.90以上		3~6		70~85		4.90 (7.35) 以上		20~40		4.90以上																										
再生密粒度アスファルト混合物 (20)						3~7		65~85		4.90以上													表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生密粒度アスファルト混合物 (13)						3~5		75~85		4.90以上													表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生細粒度アスファルト混合物 (13)						3~7		65~85		4.90以上													表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)						3~5		75~85		4.90以上													表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)						2~5		75~90		3.43以上		20~80		50		3~5		75~85		4.90以上		20~40		表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																								
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)						3~5		75~85		4.90以上		20~40											表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)						2~5		75~90		3.43以上													表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生開粒度アスファルト混合物 (13)						75		50		-		-											表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
再生加熱アスファルト安定処理路盤材						50		3~12		-		3.43以上								10~40			表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
〔注1〕 T : 舗装計画交通量 (台/日・方向)											〔注1〕 T : 舗装計画交通量 (台/日・方向)												表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
〔注2〕 ( ) 内は、舗装計画交通量 T ≥ 1,000 で突き固め回数が両面 75 回の場合とする。											〔注2〕 積雪寒冷地域の場合や、1,000 ≤ T < 3,000 であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を 50 回とする。												表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
〔注3〕 積雪寒冷地域の場合など、1,000 ≤ 舗装計画交通量 T ≤ 3,000 であっても流動によるわだち掘れのおそれがあるところでは突き固め回数を 50 回とする。											〔注3〕 ( ) 内は、1,000 ≤ T で突き固め回数を 75 回とする場合の基準値を示す。												表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
〔注4〕 積雪寒冷地域の舗装の表層に適用する場合には、再生加熱アスファルト混合物の摩擦抵抗性などを十分調査して使用することが望ましい。											〔注4〕 水の影響を受けやすいと思われる再生加熱アスファルト混合物又はそのような箇所に舗設される再生加熱アスファルト混合物の場合は、次式で求めた残留安定度が 75% 以上であることが望ましい。												表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
〔注5〕 水の影響を受けやすいと思われる再生加熱アスファルト混合物又はそのような箇所に舗設される再生加熱アスファルト混合物の場合は、次式で求めた残留安定度が 75% 以上であることが望ましい。											〔注5〕 残留安定度 (%) = (60°C、48 時間水浸後の安定度 (kN) / 安定度 (kN)) × 100												表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
〔注6〕 残留安定度 (%) = (60°C、48 時間水浸後の安定度 / 安定度) × 100											〔注6〕 また、必要に応じて消石灰、セメントまたははく離防止剤を使用するなどの対策を行うことが望ましい。												表1-1の字句の修正及び注の修正 (舗装再生便覧(令和6年版)の26ページ、表-2.4.9との一部整合)																									
表1-2 粒度範囲とアスファルト量											表1-2 粒度範囲とアスファルト量											表1-2 注1の修正																										
混合物の種類		仕上ガリ厚cm		最大粒度																																												

新		旧							備考欄																																																																																																																									
<p>[注1] 再生アスファルトとは、<u>旧アスファルトに新アスファルトのみもしくは再生用添加剤と組み合わせて添加し調整したアスファルト</u>のことをいう。</p> <p><b>表1-3 再生アスファルトの規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類 項目</th><th>40~60</th><th>60~80</th><th>80~100</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25°C) 1/10 mm</td><td>40 を超え 60 以下</td><td>60 を超え 80 以下</td><td>80 を超え 100 以下</td></tr> <tr> <td>軟化点°C</td><td>47.0~55.0</td><td>44.0~52.0</td><td>42.0~50.0</td></tr> <tr> <td>伸度(15°C) cm</td><td>10 以上</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td></tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td></tr> <tr> <td>引火点°C</td><td>260 以上</td><td>260 以上</td><td>260 以上</td></tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>0.6 以下</td><td>0.6 以下</td><td>0.6 以下</td></tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td><td>58 以上</td><td>55 以上</td><td>50 以上</td></tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td><td>110 以下</td><td>110 以下</td><td>110 以下</td></tr> <tr> <td>密度 (15°C) g/cm³</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>[注] 製造時に組み合わせる新アスファルトの基準は神奈川県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格による。</p>		種類 項目	40~60	60~80	80~100	針入度(25°C) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	伸度(15°C) cm	10 以上	100 以上	100 以上	トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	密度 (15°C) g/cm³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	<p>[注1] 再生アスファルトとは、<u>品質試験のためにアスファルトコンクリート再生骨材からアブソン法によって回収した旧アスファルトに再生用添加剤や新アスファルトを加え、室内で混合調整したアスファルト</u>のことをいう。</p> <p><b>表1-3 舗装用石油アスファルトの規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類 項目</th><th>40~60</th><th>60~80</th><th>80~100</th><th>100~120</th><th>120~150</th><th>150~200</th><th>200~300</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25°C) 1/10 mm</td><td>40 を超え 60 以下</td><td>60 を超え 80 以下</td><td>80 を超え 100 以下</td><td>100 を超え 120 以下</td><td>120 を超え 150 以下</td><td>150 を超え 200 以下</td><td>200 を超え 300 以下</td></tr> <tr> <td>軟化点°C</td><td>47.0~55.0</td><td>44.0~52.0</td><td>42.0~50.0</td><td>40.0~50.0</td><td>38.0~48.0</td><td>30.0~45.0</td><td>30.0~45.0</td></tr> <tr> <td>伸度(15°C) cm</td><td>10 以上</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td></tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td><td>99.0 以上</td></tr> <tr> <td>引火点°C</td><td>260 以上</td><td>260 以上</td><td>260 以上</td><td>260 以上</td><td>240 以上</td><td>210 以上</td><td>210 以上</td></tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>0.6 以下</td><td>0.6 以下</td><td>0.6 以下</td><td>0.6 以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td><td>58 以上</td><td>55 以上</td><td>50 以上</td><td>50 以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td><td>110 以下</td><td>110 以下</td><td>110 以下</td><td>110 以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>密度 (15°C) g/cm³</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td><td>1.000 以上</td></tr> </tbody> </table>								種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度(25°C) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下	軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0	伸度(15°C) cm	10 以上	100 以上	トルエン可溶分 %	99.0 以上	引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	210 以上	210 以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—	蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—	密度 (15°C) g/cm³	1.000 以上	(再生舗装便覧 28 ページ本文の記載に合わせる)																	
種類 項目	40~60	60~80	80~100																																																																																																																															
針入度(25°C) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下																																																																																																																															
軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0																																																																																																																															
伸度(15°C) cm	10 以上	100 以上	100 以上																																																																																																																															
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上																																																																																																																															
引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上																																																																																																																															
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下																																																																																																																															
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上																																																																																																																															
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下																																																																																																																															
密度 (15°C) g/cm³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上																																																																																																																															
種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																											
針入度(25°C) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下																																																																																																																											
軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0																																																																																																																											
伸度(15°C) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上																																																																																																																											
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上																																																																																																																											
引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	210 以上	210 以上																																																																																																																											
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—																																																																																																																											
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—																																																																																																																											
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—																																																																																																																											
密度 (15°C) g/cm³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上																																																																																																																											
		<p><b>表1-3の修正</b> (舗装再生便覧（令和6年版）のp29表-2.4.11との一部整合、表-2.3.4から一部引用していた新アスファルト部分の種類を削除し、県独自に注を追加) なお、表中の四角枠の数値（引火点）は、改正されている。</p>																																																																																																																																
<p><b>表1-4 再生加熱アスファルト混合物の再生資源の種類及び品質・性能</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生資源</th><th colspan="4">再生資源の種類及び品質・性能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材</td><td colspan="4"> <p><b>表1-4-1 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 (%)</td><td>3.8以上</td></tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm</td><td>20以上</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 (%)</td><td>3.8以上</td></tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注6] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p> </td><td><b>表1-4及び注の修正</b> (舗装再生便覧（令和6年版）のp12表-2.3.2, 表2.3.3との一部整合)</td></tr> </tbody> </table>	再生資源	再生資源の種類及び品質・性能				アスファルトコンクリート再生骨材	<p><b>表1-4-1 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 (%)</td><td>3.8以上</td></tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm</td><td>20以上</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 (%)</td><td>3.8以上</td></tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注6] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>				項目	目標値	旧アスファルトの含有量 (%)	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm	20以上	骨材の微粒分量 (%)	5以下	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 (%)	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 (%)	5以下	<b>表1-4及び注の修正</b> (舗装再生便覧（令和6年版）のp12表-2.3.2, 表2.3.3との一部整合)																																																																																																							
再生資源	再生資源の種類及び品質・性能																																																																																																																																	
アスファルトコンクリート再生骨材	<p><b>表1-4-1 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 (%)</td><td>3.8以上</td></tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm</td><td>20以上</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 (%)</td><td>3.8以上</td></tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5以下</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注6] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>				項目	目標値	旧アスファルトの含有量 (%)	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm	20以上	骨材の微粒分量 (%)	5以下	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 (%)	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 (%)	5以下	<b>表1-4及び注の修正</b> (舗装再生便覧（令和6年版）のp12表-2.3.2, 表2.3.3との一部整合)																																																																																																													
項目	目標値																																																																																																																																	
旧アスファルトの含有量 (%)	3.8以上																																																																																																																																	
旧アスファルトの針入度 (25°C) 1/10mm	20以上																																																																																																																																	
骨材の微粒分量 (%)	5以下																																																																																																																																	
項目	目標値																																																																																																																																	
旧アスファルトの含有量 (%)	3.8以上																																																																																																																																	
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm	1.70以下																																																																																																																																	
骨材の微粒分量 (%)	5以下																																																																																																																																	

新		旧			備考欄
	<p>じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。</p> <p>【注3】旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>【注4】アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整したうえで、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。</p> <p>【注5】骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>【注6】アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他アスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>				
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合していること	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合していること		
一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）に適合していること	一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）に適合していること		
<b>②環境に対する安全性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</li> <li>b. 石綿を原料としていないこと。</li> </ul> <p>公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。</p>		<b>②環境に対する安全性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</li> <li>b. 石綿を原料としていないこと。</li> </ul> <p>公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。</p>			
<b>③再生資源の含有率</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①評価対象資材に定める再生資源を骨材に対する質量比で45%以上含有し、これ以外の再生資源を含有していないこと。</li> <li>ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を骨材に用いる場合は、骨材に対する質量比で10%程度含有していること。</li> </ul>		<b>③再生資源の含有率</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①評価対象資材に定める再生資源を骨材に対する質量比で45%以上含有し、これ以外の再生資源を含有していないこと。</li> <li>ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を骨材に用いる場合は、骨材に対する質量比で10%程度含有していること。</li> </ul>			
<b>④品質・性能</b> <p>製品は、①評価対象資材に定める以下の規格に適合していること。</p> <p>マーシャル安定度試験に対する基準値 粒度範囲とアスファルト量 舗装用石油アスファルトの規格</p>		<b>④品質・性能</b> <p>製品は、①評価対象資材に定める以下の規格に適合していること。</p> <p>マーシャル安定度試験に対する基準値 粒度範囲とアスファルト量 舗装用石油アスファルトの規格</p>			
<b>⑤品質管理</b> <p>公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。</p>		<b>⑤品質管理</b> <p>公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。</p>			

新	旧	備考欄																																																				
<p><b>品目名：再生骨材等</b></p> <p><b>①評価対象資材</b> 表2-1に掲げる再生資源を含有し、コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達される路盤材、裏込材、埋戻材、基礎材等に使用する再生骨材等（再生砂RC-10を除く。）を対象とする。</p> <p>表2-1 再生骨材等の原料となる再生資源</p> <table border="1"> <tr><td>1 コンクリート塊</td></tr> <tr><td>2 アスファルトコンクリート塊</td></tr> <tr><td>3 路盤廃材</td></tr> <tr><td>4 JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>5 JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ。</td></tr> </table> <p><b>②環境に対する安全性</b> a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 石綿を原料としていないこと。</p> <p><b>③再生資源の含有率</b> ①評価対象資材に定める再生資源を100%使用していること。 ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、出荷時の質量比で5%程度含有していること。</p> <p><b>④品質・性能</b> ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグを除く）を用いる場合は、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。 ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る）を用いる場合の種類と主な用途は、表2-2によるものとし、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。 ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規定に適合していること。</p> <p>表2-2 道路用鉄鋼スラグと道路用溶融スラグの種類と主な用途</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>名称</th><th>呼び名</th><th>主な用途</th></tr> <tr> <td rowspan="3">再生粒度 調整碎石</td><td>粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>MS</td><td>上層路盤材</td></tr> <tr><td>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>HMS</td><td>上層路盤材</td></tr> <tr><td>粒度調整溶融スラグ</td><td>MM</td><td>上層路盤材</td></tr> <tr> <td rowspan="2">再生 クラッシャラ ン</td><td>クラッシャラン鉄鋼スラグ</td><td>CS</td><td>下層路盤材</td></tr> <tr><td>クラッシャラン溶融スラグ</td><td>CM</td><td>下層路盤材</td></tr> </table>	1 コンクリート塊	2 アスファルトコンクリート塊	3 路盤廃材	4 JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ	5 JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ。	種類	名称	呼び名	主な用途	再生粒度 調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材	粒度調整溶融スラグ	MM	上層路盤材	再生 クラッシャラ ン	クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材	クラッシャラン溶融スラグ	CM	下層路盤材	<p><b>品目名：再生骨材等</b></p> <p><b>①評価対象資材</b> 表2-1に掲げる再生資源を含有し、コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達される路盤材、裏込材、埋戻材、基礎材等に使用する再生骨材等（再生砂RC-10を除く。）を対象とする。</p> <p>表2-1 再生骨材等の原料となる再生資源</p> <table border="1"> <tr><td>1 コンクリート塊</td></tr> <tr><td>2 アスファルトコンクリート塊</td></tr> <tr><td>3 路盤廃材</td></tr> <tr><td>4 JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>5 JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグのうち徐冷スラグに限る。</td></tr> </table> <p><b>②環境に対する安全性</b> a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 石綿を原料としていないこと。</p> <p><b>③再生資源の含有率</b> ①評価対象資材に定める再生資源を100%使用していること。 ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、出荷時の質量比で5%程度含有していること。</p> <p><b>④品質・性能</b> ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグを除く）を用いる場合は、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。 ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る）を用いる場合の種類と主な用途は、表2-2によるものとし、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。 ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規定に適合していること。</p> <p>表2-2 道路用鉄鋼スラグと道路用溶融スラグの種類と主な用途</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>名称</th><th>呼び名</th><th>主な用途</th></tr> <tr> <td rowspan="3">再生粒度 調整碎石</td><td>粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>MS</td><td>上層路盤材</td></tr> <tr><td>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>HMS</td><td>上層路盤材</td></tr> <tr><td>粒度調整溶融スラグ</td><td>MM</td><td>上層路盤材</td></tr> <tr> <td rowspan="2">再生 クラッシャラ ン</td><td>クラッシャラン鉄鋼スラグ</td><td>CS</td><td>下層路盤材</td></tr> <tr><td>クラッシャラン溶融スラグ</td><td>CM</td><td>下層路盤材</td></tr> </table>	1 コンクリート塊	2 アスファルトコンクリート塊	3 路盤廃材	4 JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ	5 JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグのうち徐冷スラグに限る。	種類	名称	呼び名	主な用途	再生粒度 調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材	粒度調整溶融スラグ	MM	上層路盤材	再生 クラッシャラ ン	クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材	クラッシャラン溶融スラグ	CM	下層路盤材	<p><b>表2-1の文言の修正</b> (JIS A 5032の表1との整合)</p>
1 コンクリート塊																																																						
2 アスファルトコンクリート塊																																																						
3 路盤廃材																																																						
4 JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ																																																						
5 JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ。																																																						
種類	名称	呼び名	主な用途																																																			
再生粒度 調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材																																																			
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材																																																			
	粒度調整溶融スラグ	MM	上層路盤材																																																			
再生 クラッシャラ ン	クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材																																																			
	クラッシャラン溶融スラグ	CM	下層路盤材																																																			
1 コンクリート塊																																																						
2 アスファルトコンクリート塊																																																						
3 路盤廃材																																																						
4 JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ																																																						
5 JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグのうち徐冷スラグに限る。																																																						
種類	名称	呼び名	主な用途																																																			
再生粒度 調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材																																																			
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材																																																			
	粒度調整溶融スラグ	MM	上層路盤材																																																			
再生 クラッシャラ ン	クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材																																																			
	クラッシャラン溶融スラグ	CM	下層路盤材																																																			

新						旧						
表2-3 ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格						表2-3 ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格						
通過百分率 (%)	粒度範囲 (呼び名) ふるい目の開き	40~0 R C -40 C S -40 C M -40	40~0 R M -40 M M -40	30~0 R M -30 M M -30	25~0 <u>HMS-25</u>	25~0 <u>MS-25</u>	通過百分率 (%)	粒度範囲 (呼び名) ふるい目の開き	40~0 R C -40 C S -40 C M -40			
	53mm	100	100					53mm	100			
	37.5mm	95~100	95~100	100				37.5mm	95~100			
	31.5mm	—	—	95~100	100	100		31.5mm	—			
	26.5mm	—	—	—	95~100	95~100		26.5mm	—			
	19mm	50~80	60~90	60~90	—	—		19mm	50~80			
	13.2mm	—	—	—	60~80	55~85		13.2mm	—			
	4.75mm	15~40	30~65	30~65	35~60	30~65		4.75mm	15~40			
	2.36mm	5~25	20~50	20~50	25~45	20~50		2.36mm	5~25			
	425 μm		10~30	10~30	10~25	10~30		425 μm	10~30			
	75 μm		2~10	2~10	3~10	2~10		75 μm	2~10			
注) ① 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。 ② 試験方法は (JIS A 1102) による。												
表2-4 品質規格(ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格を除く)												
再生粒度調整碎石 ①	種類	試験項目		規格値	種類	試験項目		規格値	表2-4の呼び名及び数値の修正、単位の字句の修正(水浸膨張比について JIS A 5015の表2との整合)			
	呼び名	材料				呼び名	材料					
	RM-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート 塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	90%以上		RM-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート 塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	90%以上			
	RM-30		塑性指数試験(PI) ③	4以下		RM-30		塑性指数試験(PI) ③	4以下			
		すりへり試験 ④		50%以下			すりへり試験 ④		50%以下			
	MS-25 HMS-25	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	80%以上		MS-40 MS-30 HMS-40 HMS-30	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	80%以上			
			呈色判定試験 ⑤⑨	呈色なし⑨				呈色判定試験 ⑤⑨	呈色なし⑨			
			水浸膨張比 ⑥⑩	1.0%以下⑩				水浸膨張比 ⑥⑩	1.5%以下⑩			
			エージング期間⑩	6カ月以上⑩				エージング期間⑩	6カ月以上⑩			
			単位容積質量 ⑦	1.5kg/l以上				単位容積質量 ⑦	1.5kg/l以上			
MM-40 MM-30	粒度調整溶融スラグ		一軸圧縮強さ (水硬性粒度調整鉄鋼スラグ のみ対象) ⑧	1.2MPa以上 (12MPa以上)		粒度調整溶融スラグ		一軸圧縮強さ (水硬性粒度調整鉄鋼スラグ のみ対象) ⑧	1.2MPa以上 (12MPa以上)			
	粒度調整溶融スラグ		修正CBR試験 ②	80%以上		MM-40 MM-30	粒度調整溶融スラグ	修正CBR試験 ②	80%以上			
			すりへり試験 ④	50%以下				すりへり試験 ④	50%以下			
再生クラッシャン ①												
RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート 塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上	RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート 塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上	RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート 塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上	
		塑性指数試験(PI) ③	6以下			塑性指数試験(PI) ③	6以下			塑性指数試験(PI) ③	6以下	
		すりへり試験 ④	50%以下			すりへり試験 ④	50%以下			すりへり試験 ④	50%以下	
CS-40	クラッシャン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	30%以上	CS-40	クラッシャン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	30%以上	CS-40	クラッシャン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	30%以上	
		呈色判定試験 ⑤⑨	呈色なし⑨			呈色判定試験 ⑤⑨	呈色なし⑨			呈色判定試験 ⑤⑨	呈色なし⑨	
		水浸膨張比 ⑥⑩	1.0%以下⑩			水浸膨張比 ⑥⑩	1.5%以下⑩			水浸膨張比 ⑥⑩	1.5%以下⑩	
CM-40	クラッシャン溶融スラグ	修正CBR試験 ②	20%以上		エージング期間⑩				エージング期間⑩			
					6カ月以上⑩				6カ月以上⑩			
再生クラッシャン ①												
CM-40	クラッシャン溶融スラグ	修正CBR試験 ②	20%以上		CM-40	クラッシャン溶融スラグ	修正CBR試験 ②	20%以上				

新	旧	備考欄
<p>注) ① 再生資源を 100%用いたクラッシャランを「再生クラッシャラン」、粒度調整碎石を「再生粒度調整碎石」として定義した。      ② 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E001」を参照する。特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正CBRとする。      ③ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 F005」を参照する。      ④ 試験方法は、JIS A 1121 を参照する。      ⑤ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E002」を参照する。      ⑥ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 B014」を参照する。      ⑦ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 A023」を参照する。      ⑧ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E003」を参照する。      ⑨ 試験項目及び規格値は高炉徐冷スラグを用いた道路用鉄鋼スラグに適用する。      ⑩ 試験項目及び規格値は製鋼スラグを用いた道路用鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>⑤品質管理 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達された製品であること。</p>	<p>注) ① 再生資源を 100%用いたクラッシャランを「再生クラッシャラン」、粒度調整碎石を「再生粒度調整碎石」として定義した。      ② 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E001」を参照する。特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正CBRとする。      ③ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 F005」を参照する。      ④ 試験方法は、JIS A 1121 を参照する。      ⑤ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E002」を参照する。      ⑥ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 B014」を参照する。      ⑦ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 A023」を参照する。      ⑧ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E003」を参照する。      ⑨ 試験項目及び規格値は高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。      ⑩ 試験項目及び規格値は製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>⑤品質管理 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達された製品であること。</p>	<p><b>表 2-4 注⑨⑩の修正</b> (JIS A 5015 の表 9 の注との整合)</p>

新	旧	備考欄																										
<p><b>品目名：再生生コンクリート</b></p> <p><b>①評価対象資材</b> 表 16-1 に掲げる製品の規格であって、表 16-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。</p> <p>表 16-1 再生生コンクリートの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18, 21, 24, 27, 30</td> <td>8, 10, 12, 15, 18</td> <td>20, 25</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 16-2 再生生コンクリートの再生資源</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再生資源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材</td> <td>1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>乾燥スラッジ微粉末</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>高炉セメント C 種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 種類のうちセメントを選択した場合は、JIS R 5211 高炉セメント表 1 「高炉セメントの種類及び高炉スラグの分量」で示される高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉スラグの分量を含有率の算定に用いることとする。</p> <p><b>②環境に対する安全性</b> 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p><b>③再生資源の含有率</b> 以下のいずれかの含有率に適合していること。 a. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率 <math>\alpha</math> が 15% 以上であること。  <math display="block">\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_g G + r_s S}{G + S}</math> <math display="block">G : \text{粗骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)}</math> <math display="block">S : \text{細骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)}</math> <math display="block">r_g : \text{単位量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (\%)} \quad r_g \leq 15\%</math> <math display="block">r_s : \text{単位量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (\%)} \quad r_s \leq 15\%</math>  b. 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で 20% 以上を使用していること。 c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」に「混和材」、「セメント」を組合せて用いる場合は、製品に対する質量比で 10% 以上含有していること。 <b>※ 表 16-2 以外の再生資源（例えば高炉セメント B 種など）を使用した場合、その再生資源は含有率算定上の再生資源には含めない。</b></p> <p><b>④品質・性能</b> 製品は、以下の規格に適合していること。 JIS A 5308 レディーミクストコンクリート</p> <p><b>⑤品質管理</b> 公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。</p> <p><b>⑥その他</b> 普通ポルトランドセメントを使用した認定資材である場合、率先利用の対象を建築工事に限る。</p>	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	18, 21, 24, 27, 30	8, 10, 12, 15, 18	20, 25	種類	再生資源	骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）	混和材	乾燥スラッジ微粉末	セメント	高炉セメント C 種	<p><b>品目名：再生生コンクリート</b></p> <p><b>①評価対象資材</b> 表 16-1 に掲げる製品の規格であって、表 16-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。</p> <p>表 16-1 再生生コンクリートの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18, 21, 24, 27, 30</td> <td>8, 10, 12, 15, 18</td> <td>20, 25</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 16-2 再生生コンクリートの再生資源</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>骨材</th> <th>1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）</th> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>乾燥スラッジ微粉末</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>高炉セメント C 種</td> </tr> </thead> </table> <p>注) 高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。</p> <p><b>②環境に対する安全性</b> 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p><b>③再生資源の含有率</b> 以下のいずれかの含有率に適合していること。 a. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率 <math>\alpha</math> が 15% 以上であること。  <math display="block">\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_g G + r_s S}{G + S}</math> <math display="block">G : \text{粗骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)}</math> <math display="block">S : \text{細骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)}</math> <math display="block">r_g : \text{単位量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (\%)} \quad r_g \leq 15\%</math> <math display="block">r_s : \text{単位量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (\%)} \quad r_s \leq 15\%</math>  b. 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で 20% 以上を使用していること。 c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」に「混和材」、「セメント」を組合せて用いる場合は、製品に対する質量比で 10% 以上含有していること。</p> <p><b>※ の追加</b> (高炉セメント B 種など、表 16-2 以外の再生資源を使用した場合の規定について明記する)</p>	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	18, 21, 24, 27, 30	8, 10, 12, 15, 18	20, 25	骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）	混和材	乾燥スラッジ微粉末	セメント	高炉セメント C 種	<p><b>注の修正</b> (土木工事で一般的に使用されている高炉セメント B 種に使用する高炉スラグの分量については、含有率に含めることはできないため、表 16-2 に規定している種類に限定した記載内容に修正する)</p>
呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)																										
18, 21, 24, 27, 30	8, 10, 12, 15, 18	20, 25																										
種類	再生資源																											
骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）																											
混和材	乾燥スラッジ微粉末																											
セメント	高炉セメント C 種																											
呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)																										
18, 21, 24, 27, 30	8, 10, 12, 15, 18	20, 25																										
骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）																											
混和材	乾燥スラッジ微粉末																											
セメント	高炉セメント C 種																											